

議案第五十三号

旧港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

旧港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

港区女性福祉資金貸付条例を廃止する条例（令和二年港区条例第二号）付則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧港区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「本条」を「この条」に、「五パーセント」を「三パーセント」に改める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旧港区女性福祉資金貸付条例第十八条の規定は、令和二年四月一日以後の期間に係る延滞利子の計算について適用し、同日前の期間に係る延滞利子の計算については、なお従前の例による。

（説明）

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九十七号）の施行による母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部改正を踏まえ、延滞利子の利率を引き下げするため、本案を提出いたします。